

新型コロナウイルス感染拡大に伴う事業者向け対策事業の期間を延長

- 新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、事業者が実施する感染防止対策や資金繰りなどを引き続き支援するため、各事業の事業期間等を延長します。
- 「新型コロナウイルス感染症拡大防止支援補助事業」
「中小企業等経営力強化支援補助事業」
事業期間 12/28 → 1/31、申請期間 2/1 → 2/26
- 「経済変動対策貸付資金利子補給事業」
「中小企業信用保証料補助事業」
申請期間 12/31 → 3/31

1 新型コロナウイルス感染症拡大防止支援補助事業

【概要】「新しい生活様式」に対応し感染対策を講じて事業を継続する中小企業者等に対し、店舗などお客様の利用スペースや事業所など従業員の利用スペースへの感染対策に要する経費（補助対象経費）の1/2以内、20万円を上限に支援

【期間】事業期間…4月1日～12月28日 → **令和3年1月31日**
申請期間…10月1日～令和3年2月1日 → **令和3年2月26日**

2 中小企業等経営力強化支援補助事業

【概要】販路開拓及び業務効率化に向けた取組を実施する中小企業者等に対し、実施した事業の経費（補助対象経費）の2/3以内、50万円を上限に支援

【期間】事業期間…4月1日～12月28日 → **令和3年1月31日**
申請期間…10月1日～令和3年2月1日 → **令和3年2月26日**

3 経済変動対策貸付資金利子補給事業

【概要】売上減少に直面する市内中小企業者の経営安定化を図るため、経済変動対策貸付資金（新型コロナ対応枠）を貸し付けた金融機関に対し、利子補給金を交付。利子補給率0.67% 補給期間3年間

◆県制度の「経済変動対策貸付（新型コロナ対応枠）」の取扱期間が令和3年3月31日まで延長されたことに伴い、本利子補給の取扱期間を令和3年3月31日まで延長する。

【期間】3月19日～12月31日に信用保証協会に申請したものが利子補給金交付対象
→ **令和3年3月31日**

4 中小企業信用保証料補助事業

【概要】国連携新型コロナ感染症対応貸付及び経済変動対策貸付（新型コロナ対応枠）の借入時に生じる信用保証料を全額補助。

◆県制度の「国連携新型コロナ感染症対応貸付」と「経済変動対策貸付」の取扱期間が令和3年3月31日まで延長されたことに伴い、本補助金の取扱期間を延長。

【期間】4月28日～12月31日の対象融資を信用保証協会に申請したものが対象
→ **令和3年3月31日**

問い合わせ 袋井市役所産業政策課産業労政室
電話 0538-44-3136
メール sangyou@city.fukuroi.shizuoka.jp